

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.30

想定通りのコースを歩む中国経済の想定外? 他

=====

◀index▶

1. 想定通りのコースを歩む中国経済の想定外?(大山)
 2. 透明性と流動性のジレンマ(勝藤)
 3. 債務上限問題は年末へ(熊谷)
 4. 新興国ビジネスにおける労務リスク(茂木)
 5. 講演最新情報(2017年9月時点)
- =====

4. 海外リスクに関するトピックス

新興国ビジネスにおける労務リスク

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 茂木寿

新興国においては、近年の経済成長、現地労働者の権利意識の高まり等を背景に、賃上げ圧力が強まっており、実際に多くの新興国で大幅な賃金上昇となっています。また、ストライキ等の労働争議も増加しており、日本企業の現地での事業活動の中断、生産コストの上昇等のビジネスリスクは急速に高まっている状況です。

新興国においては、労務リスクが事業活動のみならず、経営にまで影響を与えるケースが多くあります。その最大の理由としては、一般的に新興国の多くが過去又は現在、社会主義国又は社会主義的な政策をとっていた国が多いことが挙げられます。そのため、労働者保護の色彩が強いのが特徴となっています。例えば「世界最大の民主主義国家」と称されるインドの正式名称は憲法前文において「Sovereign Socialist Secular Democratic Republic of India」と規定されており、国家の基本が社会主義であることが分かります。

社会主義的な政治体制ではなかったものの、労働者保護が憲法で明記されていることにより、労働者保護の色彩が強くなったケースもあります。例えば、ブラジルの労働法では、労働者保護の原則、権利非譲歩の原則、雇用関係継続の原則、現実重視という4つ原則があるとされています。例えば、法解釈に疑義が生じた場合には労働者に有利な解釈を優先することが通例となっています。また、複数のルール等がある場合には労働者に最も有利なルールが適用されることとなります。更に、労働者に不利な内容の契約変更については、その効力を生じない等、徹底しています。そのため、年間200万件を超える労働裁判が起きているとされています。

また、メキシコの連邦労働法においても、法律の解釈に疑義が生じた場合には労働者に有利な解釈が適用されている点、雇用期間は原則として無期限で解雇の種類は「自発退職」、「懲戒解雇」、「会社都合解雇」（「会社都合解雇」は不当解雇とみなされ、解雇時の給与の3ヶ月分を支払う）等となっている点、雇用契約の有無に関わらず、業務上、使用者側に命令権があり労働者側に服務義務がある場合、雇用関係があるとされる点、等の原則があります。特に解雇については、連邦労働法第47条に懲戒解雇の際に必要な相手方への通知等の煩雑な手続きが定められているため、實際上、懲戒解雇は困難とされています（解雇に伴う退職金は高額となるため、これを理由に解雇できないケースも見受けられます）。

一方、多くの新興国では、近年における急激な経済発展の過程で、海外企業の直接投資を促すため、労働関連法令の整備を急いでいますが、多くの国で整備途上にあります。そのため、実際の運用において、現地政府の裁量範囲が広く、このことが外国企業に不利になる場合も多いとされています。

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.